

# 地域における良質な木造建築物の整備の推進（地域型住宅ブランド化事業の拡充）

## 1. 施策の目的

木造住宅の多くを供給する中小工務店を中心とした地域の木造住宅・建築物生産体制の強化を緊急に促進することにより、住宅市場活性化を図る。

## 2. 施策の概要

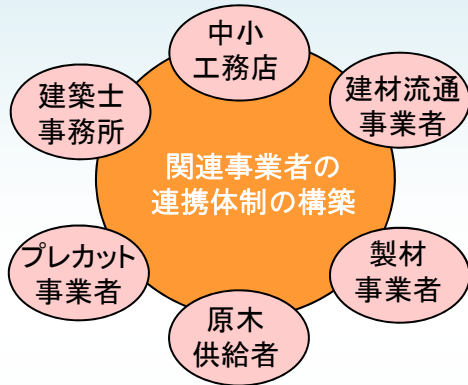
地域における木造住宅の生産体制を強化し、資材供給、設計、施工などの連携体制による良質な木造住宅の整備に対して支援する「地域型住宅ブランド化事業」を拡充。

拡充(1) 住宅への支援 …………… 1事業者当たりの補助限度戸数を5戸から10戸に引き上げ

拡充(2) 店舗等の非住宅への支援 …… 住宅に加え認定低炭素建築物など一定の良質な木造建築物の整備を新たに補助対象に

### 前提条件

#### グループの構築



#### 共通ルールの設定

- 地域型住宅の規格・仕様
- 資材の供給・加工・利用
- 積算、施工方法
- 維持管理方法
- その他、グループの取組

地域型住宅・建築物の整備

### 補助内容

※ 赤字下線部が拡充部分

#### (1) 住宅への支援（長期優良住宅の整備）

1事業者当たりの上限

5戸（被災地10戸）→ 10戸（被災地20戸）

1戸当たり100万円を限度に補助



地域材を多用する場合に20万円を限度に加算（今般再開）

支援

長期優良住宅

地域材



#### (2) 店舗等の非住宅への支援

（認定低炭素建築物など一定の良質な木造建築物の整備）

1事業者当たりの上限： 1,000㎡以下

床面積1㎡あたり1万円を限度に補助

支援

一定の良質な木造建築物



※平成26年度補正予算成立を前提とするものであり、変更となる場合があります。